



3×3（3掛ける3）のチェック法

仁木 進
(京都市消防局)

1 はじめに

危険物の事故防止に特効薬はないと思います。これさえ飲めば危険物の事故がなくなるといった手頃な特効薬は存在しないと、思い知ることが肝要と思います。

確かに、危険物の漏洩や爆発事故など増加傾向にあるのは事実で、特に規制緩和が進んでから顕著に現れているような気がします。また、危険物を取り扱う側からしても、人員カットや加重労働など疲労が蓄積されることによりミスが発生、大きな事故に繋がったり、企業経営の観点から止むを得ず切り詰めるところは切り詰めなければならない事態も起こっているのです。

危険物の事故をなくすため、これらをして「規制緩和をなくせ」「労働者を増やせ」「潤沢なる資本を」と口に出すのは簡単ですが、それも簡単に行きますまい。今ある現状をして、いかに危険物の事故を減少させるかは、ひたすら、チェック、チェック、チェックの安全確認作業しかないと思います。国家レベルの広い範囲から街角にあるガソリンスタンドなどの作業現場まで、ハード、ソフトにわたり事故防止に係る安全を幾重にもチェックすることが今更ながら最も重要なことだと思えます。

ここに、従前から実施している安全確認方法は方法として、更にそれに加えて、「3×3のチェック法」という手法を提唱してみたいと思います。

2 3×3のチェック法

今あるチェック法として有名なのは指差確認法があります。ひとつの作業をする場合に指を差して「〇〇よし！」と呼称して安全確認するものですが、これは非常に効果があるものとして認められていますし、私もそう思います。更に、細部にわたり確認項目が記載されたチェックシートなどを活用して安全確認する手法もありますが、これも有意義と思いますし否定するつもりはありません。つまり、すでに実施されている安全確認方法を否定しそれに替えて「3×3のチェック法」を行うということではなく、それらの安全確認方法はそれとして、更に加えて「3×3のチェック法」を実施してはどうかというものであります。

では、「3×3のチェック法」とはどのようなものかといいますと、一言で言えば自分でテーマに応じたチェック項目を考え出しチェックするという手法です。具体的に言いますと、あるテーマを定めその事故防止に係る項目を3つ考えます。そして、それぞれの項目について具体的なチェック内容を3つ考え出し、そのチェックを実施するという簡単なものです。以下、具体的に説明致しましょう。

3 3×3のチェック法の具体例その1

私がガソリンスタンドの従業員であると仮定しましょう。私は、出勤すればいつもどおり作業服に着替え、清掃、水撒き、チェックシート

を活用した安全確認や指差確認したりして仕事を始めます。いつものことです。では、いつ3×3のチェック法を実施するのかというと、それも自分で決めるか、もしくは会社があらかじめ決めておきます。今は、昼休みから午後の作業に入る時点に実施すると仮定しましょう。

続けますと、私は昼食を済ませ休憩した後、午後の作業に入る前に「ガソリンの取扱い」をテーマとしてそれに関する3つの項目を思い付くままにメモします。「漏洩」「引火」「静電気」を思い付いたとします。更にそれぞれの項目について具体的なチェック内容を3つ考えます。「漏洩」については「ノズル」「ホース」「制御盤」、「引火」については「煙草」「ライター」「電気のスイッチ」、「静電気」については「静電気除去シート」「水撒き」「湿度の確認」を考え付いたとしましょう。私は、午後の作業に入る前に、考え付いたこの9つのチェックを実施するのです。そしてこれを記録として残し、定期的に事業主や管理者がこの記録を確認するというものです。実施されたチェック項目は前日若しくは前回実施した項目と全く同じではダメだとします。

これが「3×3のチェック法」です。この方法は、実施者が危険物の安全チェック項目について考え出し実施することを狙いとしたもの、つまり、受け身的な確認方法でなく、自らチェック項目を考え出し実施するという積極的なチェック方法であるところに特徴があります。もちろん、普段実施しているチェックシートの内容や指差呼称で確認している内容と重複しても構いません。その時々々のタイミングにおいて自分でチェック内容を考え出し結果的に9項目について安全確認できるという方法であります。

4 3×3のチェック法の具体例その2

それでは、次に私がこのガソリンスタンドの経営者で市内に何店舗かスタンドをもっている

としましょう。「ガソリンスタンドの安全経営」をテーマとしてこの「3×3のチェック法」を行ってみましょう。まず、ガソリンスタンドの安全経営をテーマに3つの項目を考え出します。「ガソリンの搬入」「労務管理」「機材の耐用年数」と3つ思い付いたとしましょう。次にそれぞれの項目について3つのチェック内容を考え出します。「ガソリンの搬入」については「搬入時間」「ローリーの据付位置」「コンタミ防止」、「労務管理」については「労働時間」「従業員教育」「年次休暇の付与」、「機材の耐用年数」については「給油設備の償却」「地下タンクの経年変化」「基準法令の改正」と、まあ一例ですが、こういった内容を考え自らチェックするのです。

これを表として図示しますと、具体例その1も併せて図1のようになります。

5 まとめ

以上、私が考案した「3×3のチェック法」について紹介させていただきました。なぜ3なのかということですが、4だと多いし2だと少ないといった程度でしょうか。でも、3という数字は3点で1平面を構成する基本数字でもあり、よく議論のとりまとめなどでも「以上の議論を踏まえすと、○○、○○、○○と3点にまとめられようかと思われま…」といった具合によく使われる数字であり、素直に受け入れやすい数と思われま。この素直に受け入れやすいということが大事であって、安全確認つまり日々のチェックを実施するには、3掛ける3の9項目ぐらいが適切かと思われま。

また、この9項目は変化するわけでは。その時々々の状況に応じて思い付くテーマから3項目3チェックと考え出すことにより絶えず変化するし、やらされているという受け身ではなくて自ら考えるという主体性もあ。ま。

繰り返しになりますが、私はこの「3×3の

具体例その1のチェック表

テーマ	項目	チェック内容	可否
ガソリンの取扱い	漏洩	ノズル	○
		ホース	○
		制御盤	○
	引火	煙草	○
		ライター	○
		煙草のスティック	○
	帯電気	除去シート	○
		水撒き	○
		湿度の確認	5%

具体例その2のチェック表

テーマ	項目	チェック内容	可否
ガソリンスタンドの安全経営	ガソリン搬入	搬入時間	OK
		ローリ-据付位置	OK
		コンタミ防止	OK
	労働管理	労働時間	△
		従業員教育	△
		年次休暇付与	△
	耐用年数	給油設備償却	10年
		地下タンク経年変化	OK
		基準法令の改正	△

図1

「チェック法」だけでよいと言っているわけではありません。すでに実施している既存の安全確認法は引き続き実施して、それに加えてこの方法を実施してはどうかと提言しているのです。つまり、危険物の事故防止には、これでもか、

これでもかと、手を変え品を変えて、安全確認するしかないと思知っているからなのです。

この「3×3のチェック法」を試してみてください。